戸田市上下水道事業告示第７８号

戸田市上下水道事業一般競争入札告示

令和７年度配水管更新№．５工事について、下記のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６及び戸田市契約規則（平成元年規則第１４号。以下「規則」という。）第３条の規定により告示する。

令和７年１０月１６日

戸田市上下水道事業　戸田市長　菅　原　文　仁

記

１　入札対象工事

(1)　工 事 名　　**令和７年度配水管更新№．５工事**

(2)　工事場所　　戸田市地内

(3)　設 計 額　　**金４１，３７１，０００円**(消費税及び地方消費税含む)

(4)　予定価格　　**金４１，３７１，０００円**(消費税及び地方消費税含む)

(5)　工事期間　　契約締結日の翌日から**令和８年３月２３日まで**

(6)　工事内容　　仕様書のとおり

(7)　その他　　本工事は、**週休２日制工事（現場閉所型）**の対象工事である。

２　入札手続等の方法

(1)　この工事は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事である。システムにより参加する者（以下「電子入札参加者」という。）については、この告示に定める以外は「戸田市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）」による。

(2)　この工事の入札に参加する者で紙入札方式を希望する者（以下「紙入札参加希望者」という。）については、紙入札方式参加申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(3)　この工事は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格若しくは調査基準価格以上の価格又は調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札（入札執行の時点で有効と推測された入札を含む。）をした者（以下「落札候補者」という。）から順に、入札参加資格の確認及び調査基準価格を下回る価格をもって入札した場合は当該入札価格による契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについての調査（以下「入札参加資格確認等」という。）並びに内訳書の確認を実施し、その者が適格である場合に落札者を決定する一般競争入札（事後審査型）とする。（システム上では、水安全部総務課

の一般競争入札（ダイレクト入札）であるので留意すること。）

３　競争参加資格確認申請書の提出

(1)　入札に参加を希望する電子入札参加者は、競争参加資格確認申請書をシステムにより提出しなければならない。

《提出受付期間》

令和７年１０月１６日（木）午前８時３０分から

令和７年１０月２９日（水）午後４時まで

なお、システムの利用時間は平日午前８時３０分から午後８時までとする。

［注意］　土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日及びシステムメンテナンス時間は利用できない。（以下、「システムにより提出する」場合については、［注意］に該当する日はシステムを利用できないことから、時間的に余裕をもってシステムを利用すること。）

(2)　紙入札参加希望者は、紙入札方式参加申請書をe-mailにより提出しなければならない。なお、紙入札方式参加申請書は、記２２に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。

ア　提 出 先　　戸田市水安全部総務課総務担当

e-mail mizu-somu@city.toda.saitama.jp

イ　受付期間　　(1)の電子入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出受付期間に同じ

※　紙入札方式参加申請書の記名については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。（以下、提出する書類の記名については同じ。）

(3)　(1)において競争参加資格確認申請書を提出した者に対しては、システムにおいて競争参加資格確認申請書受付票を発行（システムにより随時自動発行）する。また、紙入札方式参加申請書を提出した紙入札参加希望者に対しては、紙入札方式による参加の可否について、記４の(3)の開札日時の前日までに、e-mail等にて通知することとする。ただし、入札参加資格及び内訳書の確認は、入札執行後、落札候補者のみ行うこととし、入札参加者は落札決定後に公表する。

※　紙入札による参加が承認された者（以下「紙入札参加者」という。）に対しては、電子入札システムから通知される通知書（保留通知書、落札者決定通知書、再入札通知書、入札中止通知書、取止め通知書等）が一切通知されないので、開札日時後、この告示文の末尾に記載の問い合わせ先に適宜電話等にて確認をすること。

４　入札執行の日時等

入札書（内訳書（書式については、システムから取得すること。）を含む。以下「入札書等」という。）はシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加者は、入札書

等を持参することとし、入札書は、記２２に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。

(1)　電子入札参加者の入札書等のシステムへの提出期間

令和７年１０月３０日（木） 午前８時３０分から

令和７年１１月　６日（木）　午前９時２５分まで

入札書等提出締切時間を過ぎて、入札書等が未到着の場合、辞退したものとみなす。

(2)　紙入札参加者の入札書等の持参日時・場所

日時　　(3)開札日時の５分前

場所　　戸田市役所新曽南庁舎　４階水安全部総務課

入札書等の持参時間を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。なお、代理人をして入札させる場合は、委任状を提出し、入札書には社名の下に、上記代理人と記入し、代理人の記名押印をすること。

(3)　開札日時

日時　　**令和７年１１月　６日（木）　午前９時３０分**

５　入札に関する注意事項

(1)　入札書に入力（記載）する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力（記載）された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に入力（記載）すること。

(2)　入札書に入力（記載）された金額に相当する内訳書を、電子入札参加者については、システムにより入札書と一緒に指定された期日までに提出すること。紙入札参加者については、指定された日時に入札書と一緒に持参すること。ただし、再度入札となった場合の電子入札参加者の内訳書の再提出については、落札候補者のみ行うこととし、再度入札の執行後、指定された日時までに持参すること。また、電子入札参加者が内訳書をシステムで提出しない場合（再度入札の場合を除く。）、紙入札参加者が内訳書を持参し忘れた場合、又は落札候補者が提出した内訳書について入札執行後に確認した結果、当該内訳書に提出者名の誤記や入札金額と内訳書の総額の相違等の不備があった場合は、原則としてその入札を無効とする。

(3)　入札回数

１の(3)において設計額が事前に公表されている場合は、１回とする。

１の(3)において設計額が事前に公表されていない場合は、再度入札は２回までとする。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。また、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができないものとし、再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することがで

きないものとする。

(4)　入札の辞退

電子入札参加者についてはシステムにより、紙入札参加者については郵送又は持参により、辞退届を入札書の提出前に提出することで、それぞれ入札を辞退することができる。なお、辞退届は、記２２に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。

(5)　独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

6　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　設計額の１１０分の１００に相当する金額を超える金額の入札。ただし、設計額が事前に公表されている場合に限る。

(2)　記３の(3)において、紙入札による参加が承認されなかった者がした入札

(3)　談合その他不正行為があったと認められる入札

(4)　虚偽の提出書類を提出した者がした入札

(5)　他人の電子証明書を不正に取得し、名義人に成りすました者がした入札

(6)　その他告示に示す事項に反した者がした入札

7　入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

8　入札に参加する者に必要な資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。

(1)　施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　**令和７・８年度**の戸田市建設工事等入札参加資格者名簿に、**土木工事業**で登載されている者であること。

(3)　この工事の告示日において、**戸田市内**に(2)に記載の建設業の許可を受けた**本店**を有する者であること。

(4)　**令和７・８年度**戸田市入札参加資格審査申請時における戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則の規定に基づく(2)に記載の建設業に係る格付の等級が、**Ｄ以上**の者であること。

(5)　**令和４年度から令和６年度まで**に完成した戸田市又は戸田市上下水道事業発注の工事で、戸田市工事検査実施要綱の規定による評定の総評点の平均点数が６５点未満（評定結果が「Ｄ」の工事は総評点の範囲が６５点以上７５点未満、「Ｅ」の工事は同６５点未満となる。）の者でないこと。ただし、過去３ヵ年度における戸田市又は戸田市上下水道事業発注工事の受注実績が１件の者又は受注実績がない等の理由により総評点の平均点数が算出されない者については、この限りでない。

(6)　この工事の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止

等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(7)　予定価格１億円以上の工事の場合は、告示日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。なお、入札参加停止の措置は、工事成績不良の事由を含む警告累積による入札参加停止措置も該当する。

(8)　この工事の告示日において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく(2)に記載の建設業の許可を有する者であること。ただし、下請代金の総額が５千万円以上(建築一式工事の場合は８千万円以上)となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(9)　次に掲げる基準を満たす監理技術者若しくは特例監理技術者又は主任技術者を当該工事に建設業法に基づき適正に配置できること。ただし、下請契約の総額が５千万円以上(建築一式工事の場合は８千万円以上)となる場合は、監理技術者又は特例監理技術者に限る（設計額が事前に公表されていない場合についても同様の取扱いとし、この規定の適否に関する入札執行前の問い合わせには回答しない。）。なお、設計額が１億５千万円以上の工事及び低入札価格調査を経て契約する工事については、特例監理技術者の配置を認めない。その他、特例監理技術者に関する事項は、戸田市建設工事における技術者の専任等に係る取扱要綱に定めるところによる。

ア　(2)に記載の建設業に係る技術者の資格を有する者で、建設業法第２６条の規定に基づき、当該工事に配置することができること。

イ　配置予定の技術者（特例監理技術者を配置する場合は監理技術者補佐を含む。）は、一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期限日の３箇月以前から恒常的な雇用関係等にあること。

ウ　配置予定の技術者が、現在、他の工事に現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合であっても、重複する期間が、他の工事の後片付け期間と本工事の準備期間で、確実に本工事に配置可能であるときは、他の工事に従事中の技術者を、本工事に配置することができる。

(10)　この工事の告示日において会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則の規定に基づく再審査を受け、当該再審査の結果、告示日において戸田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者については、この限りでない。

(11)　この工事の告示日において社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。ただし、法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除

く。

9　落札者の決定方法

(1)　落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格の確認を実施するため、落札決定を保留し、落札候補者となった者に対しては、e-mail等によりその旨を連絡する。

(2)　落札候補者の決定後、当該落札候補者について入札参加資格確認等を実施し、入札参加資格を満たしているとき及び調査基準価格を下回る価格をもって入札した場合は当該入札価格による契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、その者を落札者として決定し、他の入札参加者の入札参加資格確認等は実施しない。

(3)　落札候補者が入札参加資格を満たしていないとき又は調査基準価格を下回る価格をもって入札した場合は当該入札価格による契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者の入札を無効又は失格とし、次の落札候補者について入札参加資格確認等を実施する。また、次の落札候補者についてもその入札が無効又は失格となったときは、入札価格の低い順に順次入札参加資格確認等を実施し、落札者を決定できるまで入札参加資格確認等を実施する。

(4)　同額の入札を行った入札参加者が２者いる場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。なお、同額の入札を行った入札参加者が３者以上の場合は、電子くじにより落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格確認等の結果が、入札参加資格等を満たしていない場合に限り、次の落札候補者を決定するため、後日指定する日時・場所においてくじを引くこととする。

(5)　開札から落札決定までの間に、落札候補者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、当該落札候補者のした入札は失格とし、次に入札価格が低い者を新たな落札候補者とする。

１０　落札候補者の入札参加資格の確認

(1)　提出書類

落札候補者は、入札参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（書式については、システムから取得すること。）に下記の書類を添えて提出すること。ただし、オからキまでについては、記８において必要な資格を定めた場合に、それぞれ該当する書類のみ提出すること。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料（書式については、システムから取得すること。）

イ　本工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書の写し及び監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格者証の写し（特例監理技術者を配置する予定の場合は、監理技術者補佐に係る技術検定等合格証明書の写しを含む）。

ウ　配置予定の各技術者が３箇月以上前から当該入札参加業者と恒常的な雇用関係

等にあることが確認できる健康保険被保険者証の写し等。なお、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、記号、番号及び保険者番号を黒塗りする等判別できない状態にしたうえで提出すること。

エ　本工事に配置予定の現場代理人、監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）について、戸田市建設工事における技術者の専任等に係る取扱要綱に基づき、他の工事における技術者等又は営業所における専任の技術者との兼任を希望する場合は、当該兼任の届出書。

オ　施工実績を証する工事契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターのＣＯＲＩＮＳの登録内容確認書の写し、その他施工実績を証明できるもの。

カ　当該施工実績の完成検査結果通知書又は工事成績評定結果の写し。ただし、本市発注の工事を施工実績とする場合は省略することができる。

キ　本工事に配置予定の技術者に係る施工実績を証する一般財団法人日本建設情報総合センターのＣＯＲＩＮＳの登録内容確認書の写し、その他施工実績を証明できるもの。

(2)　提出方法

ア　提出先

記２２に記載するあて先にe-mailにより提出すること。

イ　提出期間

令和７年１１月　７日（金）午前８時３０分から

令和７年１１月１０日（月）午後４時まで

提出期間を過ぎた場合は、原則として申請を受理しないので、余裕をもって提出すること。なお、落札候補者が上記の提出期間に(1)の提出書類を提出しないとき又は入札参加資格確認等のために戸田市が行う指示に従わないときは、原則として当該落札候補者のした入札は無効とする。また、不足書類を指摘された場合の再提出期限も上記の取扱いと同様とする。

ウ　落札候補者が当該要件を満たしているか否かの確認を行い、結果をイの提出期間の終期の日から２日以内（閉庁日は除く。）に連絡する。

エ　落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに不服があるときには、結果の通知があった日から７日以内（閉庁日は除く。）に、その理由について書面にて、戸田市水安全部総務課へ説明を求めることができる。

オ　調査基準価格を設定する場合で、調査基準価格を下回る入札があったときは、イ及びウに定める日程について、別に定めるものとし、対象となる落札候補者に通知するものとする。

１１　現場説明会

開催しない。

１２　設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、システムから取得するこ

と。取得可能な期間は、告示日から入札書等提出締切時間までとする。

１３　設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

(1)　質問の方法

質疑応答書を記２２に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得し、内容を簡潔にまとめて記載し、(2)のあて先にe-mailにより提出すること。なお、システム、電話、口頭等による質問は受け付けない。

※　e-mailには対象工事に係る質問である旨及び質問に関する連絡先（担当部署名、担当者名、e-mailアドレス※商号は記載しない）のみを記載すること。なお、e-mailの内容（e-mailアドレスを除く差出人の表示を含む。）に質問者の商号、所在地、社章、ロゴマーク等の質問者を判明又は推定させる事項を記載しないこと。

(2)　提 出 先

戸田市水安全部総務課総務担当

e-mail　mizu-somu@city.toda.saitama.jp

(3)　受付期間

告示日から

令和７年１０月２３日（木） 正午まで

(4)　質問に対する回答

記３の(1)競争参加資格確認申請書の提出期間の終期の前日までに戸田市水安全部総務課のホームページにて公表する。

１４　最低制限価格

設定する。ただし、調査基準価格を設定する入札には設定しない。

１５　調査基準価格

設定しない。また、次に掲げる各号のいずれも適用しない。

(1)　失格基準価格：**設定しない。／設定する。**（失格基準価格（戸田市上下水道事業建設工事等低入札価格調査実施要領第４条の規定による）に１１０分の１００を乗じて得た額を下回る価格をもって入札を行った者は失格とする。）

(2)　履行状況判断基準：**設定しない。／設定する。**（低入札価格調査対象者のうち、この建設工事の告示日から過去３年間に履行が完了した低入札価格調査を経て戸田市又は戸田市上下水道事業と契約した建設工事の履行において、入札参加停止又は警告の措置を受けた者は失格とする。）

(3)　低入札価格調査を経て契約する案件に対し追加する条件

戸田市上下水道事業の契約に係る労働環境の確認に関する実施要領の規定により、労働環境の確認を実施する。

⑷　低入札価格調査を経て契約する案件に対し追加し得る諸条件等

落札候補者の入札価格に応じて、次に掲げる条件を設定するか否かについて個別に決定し、その設定の有無について、対象となる落札候補者に対して通知するものとする。その他低入札価格調査における提出書類、提出期間、ヒアリングの実施等についても別に定めるものとし、追加する契約の諸条件の設定の有無と同様に通知するものとする。

ア　追跡調査を実施すること及び追跡調査に協力しない場合は不誠実な行為として入札参加停止等の措置をとること。

イ　主任技術者又は監理技術者を契約金額にかかわらず、専任とし、現場代理人との兼務を認めないこと。

ウ　主任技術者又は監理技術者とは別に、主任技術者又は監理技術者を補助し、工事品質の確保等に努める、主任技術者又は監理技術者と同等の資格を有した技術者１名を専任で配置すること。

エ　戸田市建設工事請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）に定める契約保証金の額を請負代金額の１０分の２以上とすること。

オ　請負契約約款に定める違約金の額を請負代金額の１０分の２とすること。

※　調査基準価格に１１０分の１００を乗じて得た額を下回る価格をもって入札した場合は、当該入札価格による契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、低入札価格調査を実施する。なお、落札候補者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、落札候補者が低入札価格調査に応じないとき又は求められた確認資料を指定された期日までに提出しないとき等は、当該落札候補者を失格とする。

１６　入札保証金

規則第５条第３項第３号の規定により免除する。

１７　契約保証金の率及び納付等

⑴　落札者は、契約金額の１００分の１０以上（※低入札価格調査を経て契約する案件に対する諸条件の設定により１００分の２０以上となる場合あり）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が１件５００万円に満たない場合は、規則第２８条第３項第４号及び戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領（以下「要領」という。）第６条第４項の規定により免除することができる。

⑵　契約保証金の納付及び保証金に代える担保の提供並びに免除は、規則及び要領の定めるところによる。

⑶　契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

１８　支払条件

⑴　前金払

契約金額が１件１３０万円以上の場合は、することができる(戸田市上下水道事業公共工事前金払等取扱要綱の規定による）。

(2)　部分払

契約期間が複数年度にわたる場合は、することができる(規則第３７条の規定による）。ただし、継続費又は債務負担行為の設定がされており、かつ現年度における予算措置がされている場合に限る。

１９　損害賠償等の予約条項付記

(1)　この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、請負契約約款に定める額を請求することができる。ただし、市に生じた損害額が前記の額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。

(2)　この工事の請負契約締結後、この契約に関し、落札者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときは、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、所定の割合で計算した損害金の支払いを請負者に請求することができる。

２０　その他

(1)　提出された各資料は、返却しない。

(2)　落札者は、提出書類に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に適正に配置すること。

(3)　入札参加者は入札後、この告示、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4)　この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるとき又はこの告示、設計図書等、現場等に重大な変更若しくは不適合があることが判明した場合は、入札の執行を延期すること又はとりやめることがある。

(5)　予定価格が１億５千万円以上の工事については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）の規定により戸田市と落札者とは当該工事に係る請負仮契約を締結し、当該契約が市議会の議決を得た後に本契約を締結するものとし、当該契約が市議会で否決されたときは、本契約を締結しないものとする。また、市議会で否決された場合において、戸田市は一切の責任を負わないものとする。ただし、この工事が戸田市上下水道事業発注工事である場合は、この限りではない。

(6)　この工事において下請契約を締結する場合は、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している建設業者と下請契約を締結しなければならない。ただし、法令に基づき社会保険適用を除外されている建設業者（従業員が５人未満

の個人事業所や建設国保に加入している事業所等）と下請契約を締結する場合等を除く。

(7)　この工事が建築工事又は建築設備工事である場合において、業務委託による設計成果を有し、かつ、構造計算を伴う重要構造物を含む工事等であるときは、戸田市、落札者、監理者及び設計者が、各種情報を共有し、設計意図を詳細に伝達することにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることを目的とした四者会議の実施の対象とする。ただし、監理者と設計者が同一の事業者である場合は、この限りでない。

(8)　戸田市建設工事における技術者の専任等に係る取扱要綱に基づき、この工事の準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作のみが行われている期間（工場製作を含む工事に限る）等については、本工事に配置予定の現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の工事現場への常駐又は専任を要しない。なお、当該期間において常駐又は専任しない場合は、契約締結後、戸田市及び落札者が協議して具体的な期間を定める。

(9)　落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、当該通知は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得に定める様式の例によるものとする。

２１　契約条項等の閲覧

規則、請負契約約款、戸田市公共工事等電子入札運用基準等の契約条項等は、戸田市水安全部総務課において閲覧できる。

２２　問い合わせ

戸田市水安全部総務課総務担当

電　話　０４８－２２９－４６０６

ＦＡＸ　０４８－４４４－１６０９

e-mail　mizu-somu@city.toda.saitama.jp

ＵＲＬ　https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/